

## 吉見町小規模契約希望者登録要領

### (目的)

第1条 町が発注する小規模な契約について、町内業者の受注の機会を広げ、積極的に活用することによって、町内業者の育成及び町内経済の活性化を図ろうとするものである。

### (登録できる者)

第2条 個人にあつては住民票上の住所を、法人にあつては主たる事業所を吉見町内に置く者とし、適法の範囲内において希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。

### (登録できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

- (1) 吉見町内に住所又は主たる事業所を置かない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）
- (3) 吉見町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱及び吉見町物品その他等競争入札参加者の資格等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく申請書を提出し、既に資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (5) 町税を滞納している者

### (登録の方法)

第4条 登録申請の定期受付は、西暦の偶数年の3月に実施するものとする。ただし、必要に応じ随時受付を行うものとする。

### (登録申請書及び添付書類)

第5条 申請者は、吉見町小規模契約希望者登録申請書（様式1号）及び別表1に掲げる書類を添付するものとする。

### (登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、定期受付を実施した年度の翌年度から起算して2年間とする。ただし、随時受付の場合は、受付日から受付日の属する定期受付の有効期限の末日までとする。

### (登録者の取扱)

第7条 町は、「吉見町小規模契約希望者登録名簿」に登録して、該当する契約に係る

業者選定に際して積極的に見積参加の機会を与えるよう努めるものとする。なお、この場合において要綱に基づく資格審査申請書を提出している者の選定を妨げるものではない。

(変更届の提出)

第8条 申請書を提出した者は、申請内容に変更があったときは、直ちに吉見町小規模契約希望者変更届(様式2号)を町長に提出しなければならない。

(対象となる予定価格)

第9条 この登録に際し、対象となる額は、吉見町契約規則(昭和41年吉見村規則第4号)第12条に定められている額とする。

(委任)

第10条 この要領に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。

様式1号

吉見町小規模契約希望者登録申請書

年 月 日

吉 見 町 長 様

\_\_\_\_年度 吉見町が発注する小規模契約に関し、登録くださるよう申請します。  
また、申請に際し、吉見町小規模契約希望者登録要領第2条及び第3条で必要とする情報について調査・確認することに同意します。

所在地又は住所	〒355-01 吉見町		
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者役職名・氏名	(印)		
法人番号(13桁)			※個人の場合は記入不要
電話番号		FAX番号	

注1 印鑑は契約書等に使用するものです。

注2 法人の場合は代表取締役印(登記印)を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印や三文判は使用しないでください。

1. 希 望 業 種

登録希望業種	内 容	許可・免許を有する場合 その種類・名称等

注3 希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できます。



様式2号

吉見町小規模契約希望者変更届

年 月 日

吉 見 町 長 様

〒355-01

所在地又は住所 吉見町

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年度 吉見町小規模契約希望者登録に関し、下記のとおり変更があるので届け出ます。

また、申請に際し、吉見町小規模契約希望者登録要領第2条及び第3条で必要とする情報について調査・確認することに同意します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

受 付 番 号		届 出 事 務 担 当 者	
電 話 番 号	—	F A X 番 号	—